

# 役場職員の給与と人事行政運営状況等の公表

## 給与・定員管理等について

### 1. 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 22年度の人件費率
23年度	12,380人	4,080,773千円	178,500千円	1,062,185千円	26.0%	24.6%

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

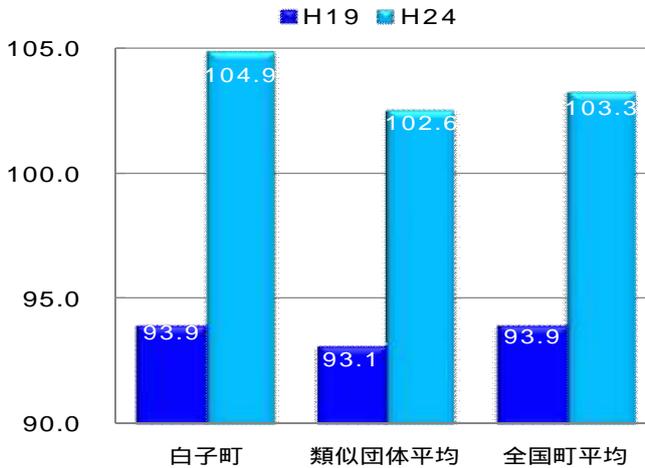
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
23年度	130	458,698千円	40,485千円	160,894千円	660,077千円	5,078千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は平成23年4月1日現在。

#### (3) 特記事項 (平成18年4月から給与、諸手当の抑制を実施)

特別職(町長、副町長)及び教育長給料月額10%減額 管理職手当減額

#### (4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



#### ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

類似団体平均

人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数の単純平均。

### 2 一般行政職員給与表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号級の給料月額	243,700	307,800	356,300	390,800	403,200	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のもの

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (24年4月1日現在)

一般行政職

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(国ベース)(円)
白子町	41.6歳	313,700	346,649	333,494
千葉県	43.3歳	343,784	433,098	393,538
国	42.8歳	304,944	372,906	372,906

平均給料月額

24年4月1日現在の各職種の職員の基本給の平均額。

平均給与月額

給料月額と毎月支払われる諸手当の合計額。

平均給与月額(国ベース)

国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないので、比較のため再計算したもの。

	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(国ベース)(円)
白子町	53.4歳	294,500	307,808	302,308
うち調理員	54.6歳	324,500	340,400	335,600
うち用務員	54.7歳	325,900	346,850	339,550
千葉県	51.4歳	328,729	383,739	364,227
国	49.7歳	270,465	307,506	307,506
事業者				
民間				
うち調理員	42.2歳		251,100	
うち用務員	53.8歳		209,100	

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在) (円)

区分		白子町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	172,200	178,800	種	181,200
				種	172,200
	高校卒	144,500	144,500	140,100	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(24年4月1日現在) (円)

経験年数		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	244,900	284,900	329,400
	高校卒	214,600	252,600	293,300
技能労務職	高校卒	200,800	231,100	263,900
	中学卒			

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

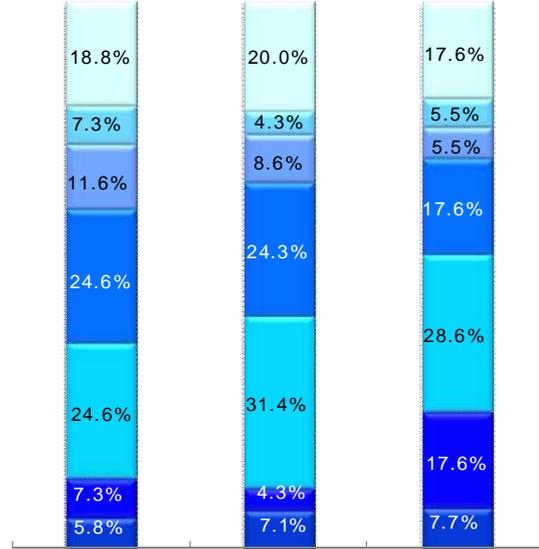
(24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	4人	5.8%
2級	主事・技師	5人	7.2%
3級	主任主事・主任技師・副主査	17人	24.6%
4級	係長・主査補	17人	24.6%
5級	主査	8人	11.6%
6級	課長補佐	5人	7.2%
7級	課長・主幹	13人	18.9%

白子町一般職の職員の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数。

標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。

■ 1級 ■ 2級 ■ 3級 ■ 4級 ■ 5級 ■ 6級 ■ 7級



平成24年の構成比 1年前の構成比 5年前の構成比

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

首長による人事評価で昇格、昇給を実施。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(24年4月1日現在)

白子町			国		
1人当たり平均支給額(23年度)1,266千円			-		
(23年度支給割合) 期末手当2.6月分 勤勉手当1.35月分			(23年度支給割合) 期末手当2.6月分 勤勉手当1.35月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		

(2) 退職手当

(21年4月1日現在)

白子町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
平均支給額/人	23,533千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額。

## (3) 地域手当

(24年4月1日現在)

## (4) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)				0円	22年度	23年度
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)				0円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	支給実績	7,480千円	5,682千円
全域	0%	0人	0%	支給職員1人当たり平均支給年額	71千円	54千円

## (5) 特殊勤務手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
技術職員手当	担当課職員	ガス主任技術者 甲種	月額20,000円
	担当課職員	ガス主任技術者 乙種	月額10,000円
防疫手当	担当課職員	防疫業務に従事した時	日額1,000円
危険手当	担当課職員	人体に危険を及ぼす作業に従事した時	日額1,000円
行旅病人取扱手当	担当課職員	旅行中の病人を取り扱う時	日額500円
行旅死亡人取扱手当	担当課職員	旅行中の死亡人を取り扱う時	日額1,000円

## (6) その他の手当

(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	同	11,125千円	186,000円
	配偶者以外 6,500円				
住居手当	自宅 4,300円	異同	自宅支給なし	5,620千円	102,000円
	借家 11,000~27,000円				
通勤手当	片道2kmから 2,000円~	異	使用区分距離	6,525千円	58,800円
管理職手当	課長8%、主幹6%、補佐4%	異		8,211千円	315,600円
休日勤務手当	1時間当たり給与額の100分の135	同	同	0千円	0円
宿日直手当	4,200円	同	同	2,978千円	66,000円

住居手当及び通勤手当は15%削減して支給

## 6 特別職の報酬等の状況

(24年4月1日現在)

区分	給料月額等
報酬	町長 709,200円(788,000円)
	副町長 575,100円(639,000円)
	議長 284,000円
期末手当	副議長 237,000円
	議員 213,000円
	町長・副町長 (24年度支給割合) 3.95月分
退職手当	議長・副議長・議員 (24年度支給割合) 3.95月分
	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	町長 在職月数×35/100 11,914,560円(13,238,400円) 任期毎
副町長 在職月数×25/100 6,901,200円(7,668,000円) 任期毎	

給与及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

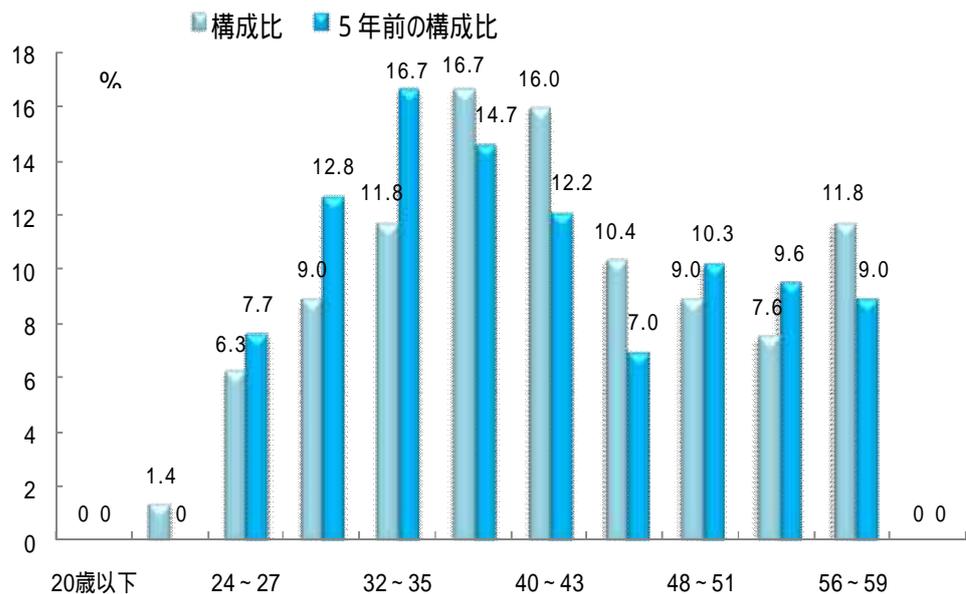
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成 24 年	平成 23 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	21	21	0	
		税 務	11	10	1	職員派遣の課付
		農林水産	10	10	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	9	9	0	
		民 生	40	38	2	欠員補充
		衛 生	16	16	0	
		計	114	111	3	
	教育部門	17	18	1	退職不補充	
小 計	131	129	2			
公営企業会計部門	その他	国 保	4	4	0	
		介 護	3	3	0	
		その他	6	6	0	
	小 計	13	13	0		
合 計		144	142	2		
		[195]	[195]	[0]		

職員数は一般職に属する職員数。(教育長は含まない。) [ ]内は、条例定数の合計。

### (2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)

区 分	職員数
20歳未満	0人
20～23歳	2人
24～27歳	9人
28～31歳	13人
32～35歳	17人
36～39歳	24人
40～43歳	23人
44～47歳	15人
48～51歳	13人
52～55歳	11人
56～59歳	17人
60歳以上	0人
計	144人



### (3) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		113人	109人	113人	112人	111人	114人	5人(+0.9%)
教育		25人	23人	23人	22人	19人	17人	6人(32.0%)
普通会計合計		138人	132人	136人	134人	130人	131人	1人(5.1%)
公営企業会計等		18人	18人	13人	13人	13人	13人	5人(27.8%)
総合計		156人	150人	149人	147人	143人	144人	6人(7.7%)

## 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用状況(23年度) (単位:人)

区分	試験	選考	合計
一般行政職	3		3
事務職	3		3
技術職			
技能労務職			

退職の状況(23年度)

(単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	2	1						3
技能労務職	1							1

定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職

勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職

普通退職 自己都合による退職

分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職

懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職

失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

## 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況(24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00	2日

「1週間の勤務時間」は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間。「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の8:30から17:15の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振りされている職員の勤務時間。

年次休暇の状況(23年4月1日~24年3月31日)

総付与日数	3,480日
総使用日数	785.5日
全期間在職職員数	87人
一人当たり平均使用日数	9.0日

「全期間在職職員数」は4月1日から3月31日までの期間在職した職員(一般職に属する職員)の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計。

「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計。

## 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分の状況(23年度) 該当する案件なし

懲戒処分の状況(23年度) 該当する案件なし

## 職員の服務の状況

営利企業の状況(23年度)

該当する案件なし

## 職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

厚生制度の状況(23年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	成人病予防検査(35歳以上)	25名受診
	疾病予防検査(35歳未満)及び40歳、45歳、50歳、55歳(節目の人を対象)	53名受診
	胸部エックス線検査	86名受診

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況です。

公務災害(23年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
0	2	2	0	0	0

通勤災害(23年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0

地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況です。(2)において同じ

## 千葉県市町村公平委員会の業務状況

勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度該当する案件なし

## 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度該当する案件なし

## 職員の研修状況

(23年度)

研修の名称	研修の内容	修了者数	研修先
新規採用職員研修	職員としての心構えや執務に必要な基礎的知識を習得させる。	6	市町村圏組合 長生郡市広域
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、職務に必要な判断力等を養う。	2	
中級職員研修	中級職員としての行政視野を深め、行政環境に対応できる幅広いもの見方と自発的な能力向上意欲を養う。	6	
係長職員研修	職務執行にあたって期待される視野、識見管理能力を養う。	4	
観光活性化研修	観光施策の動向、観光活性化の戦略等について理解を深め、担当者としての職務遂行能力の向上を図る。	1	千葉県自治研修センター
税務事務研修	税務に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	1	
市町村民税研修	市町村民税に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	1	
滞納整理事務研修	徴税事務に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	1	
農政研修	農政全般について理解を深め、農政担当者としての職務遂行能力の向上を図る。	2	
環境行政研修	環境問題全般について理解を深め、職務遂行能力の向上を図る。	1	
政策法務研修	市町村の行政施策を円滑に遂行するため、法令解釈能力及び自治立法能力の向上を図る。	1	
コンプライアンス研修	住民から期待される能力を認識し、またその職務の推進に向けた知識の習得を図る。	2	
女性職員スキルアップ研修	自治体の女性リーダーとしての仕事の考え方について知識の修得を図る。	2	

地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況。